第 11 講　幕藩体制の確立と武断政治
PART2 幕藩体制の確立

Chapter 1　幕府権力の優越と江戸幕府

目標
幕府の直参について知ろう。
江戸幕府の職制の最大の特徴について知ろう。

1　幕府権力の優越

①経済力

A　**幕領〔天領〕**=17 世紀末時点で**約 400 万石**

旗本知行地 300 万石と合わせ全国 3000 万石の約４分の１を占める。

B　主要鉱山・都市・街道の直轄

C　貨幣鋳造権と長崎貿易の独占

②軍事力

「**直参**」たる旗本・御家人および諸大名の軍役により，他勢力を圧倒。

A　**旗本　（御目見得以上）**→１万石未満の**地方知行制〔知行取〕**が多い

B　**御家人（御目見得以下）**→同心・足軽など**俸禄制〔蔵米取〕**が多い

2　幕府と藩のしくみ

①江戸幕府の職制→３代将軍家光までに整備

A　将軍直属（**原則的に譜代大名が就任**）

（**大　老**）	非常置の最高職，10 万石以上から１名。
［1　　］	常置の最高職（はじめ年寄），２万 5000 石以上から４～５名。
（側　用　人）	非常置の側近，将軍の命を老中に伝える。
若　年　寄	老中の補佐，２万 5000 石未満から３～５名。
寺 社 奉 行	「**三奉行**」の筆頭。寺社の監察や宗教統制，４～５名。
奏　者　番	大名・旗本の将軍謁見や諸事の披露を担当。
京都所司代	朝廷の統制と西国大名の監視。
大 坂 城 代	大坂城の守護と西国大名の監視。

B　老中支配（原則的に**旗本が就任**）

大　番　頭　江戸城・江戸市中の警備，４～５名。

大　目　付　**大名の監察**，４～５名。

町　奉　行　**江戸の行政・司法**を担当，南北２名。

勘 定 奉 行　**財政**，幕領の租税徴収や**訴訟**，関八州の私領の訴訟を担当

※**郡代・代官**を支配。

道 中 奉 行　五街道の宿駅や道路行政。大目付・勘定奉行各１名が兼務。

高　　　家　儀式典礼・勅使公家衆の接待。

城　　　代　二条・伏見（のち廃止）・駿府

町　奉　行　京都・大坂・駿府，遠国奉行の一種。

奉　　　行　長崎・奈良・佐渡・日光・山田・堺など。遠国奉行の一種。

C　若年寄支配　（**旗本が就任**）

書 院 番 頭　将軍の護衛

小姓組番頭　将軍の護衛

［2　　　　］　**旗本・御家人の監察**，はじめ10名。

D　職制の特色→三河以来の職制を拡充・整備した“庄屋仕立て”

あ　将軍独裁体制で月番交代・合議制を採用

い　役職をまたぐ事案は**評定所**で老中・三奉行らが合議

う　役職は軍事関係（番方）と一般政務（役方）とに大別

え　平時の編成がそのまま戦時の編成となる

飛驒郡代の陣屋

②［3　　　　］［国・国元］の制度→大名＝**藩主**

A　職制

家老以下の諸役人。幕府の職制を模倣。

B　支配

領地・領民を直接支配。幕府の政策範囲内で，独自の支配を展開。

主たる収入は直轄地［蔵入地］からの年貢収入。他に鉱山の開発，国産品の専売など。

C　**藩士**→陪臣

藩政を分担し，原則的に城下町に集住。収入は大半が俸禄制［蔵米取］。

まとめ

旗本は御目見得以上，御家人は御目見得以下の将軍の直参だった。

江戸幕府は鎌倉・室町幕府と違い将軍独裁体制だった。

Chapter 2　天皇・朝廷の統制

目標
江戸幕府の朝廷統制の目的について知ろう。
紫衣事件の歴史的意義について知ろう。

1　朝廷の統制

①〔[1]　　　　　　　　　　〕（**1615 年**，金地院崇伝が起草）

「天子諸芸能の事，第一御学問なり」

※1613 年の公家衆法度に続き制定し，朝廷運営の基準とした。

②行政

A　**京都所司代**（幕府）

朝廷の監察と行動の規制にあたる。

B　**武家伝奏**　（朝廷）

公家から２名を選任。朝廷に幕府からの指示を伝え，

摂家が就任する関白・三公（太政大臣と左右大臣）とともに

朝議をつかさどる重職。

C　領地

禁裏御料３万石，公家領・門跡領など７万石と，必要最小限に留められる。

D　行動→大名との接触を警戒

あ　天皇

学問第一で行幸は 17 世紀前半を最後に原則として認めず

い　公家

代々の家業〔家職〕と宮中警備の禁裏御番が義務。

花見など京都からの他行は武家伝奏を通じ届出が必要。

※白川家は神祇道，土御門家は陰陽道，飛鳥井家は蹴鞠を家業とした。

③朝廷との関係

幕府は天皇権威を自らの支配に利用。

1620 年，２代将軍秀忠の娘和子〔東福門院〕が後水尾天皇に入内し，外戚関係を結ぶ。

※これを機に，朝廷に残されていた国家祭祀・官位叙任・改元・改暦などの権能も，
幕府の承諾を必要とするようになった。

2 朝廷との紛争

①〔[2]　　　　〕**事件**（1627 年）

大徳寺・妙心寺などの臨済僧に対し，

後水尾天皇が幕府に届け出なく紫衣着用を勅許したことが問題視され，無効となった。

※幕府の法度が天皇の勅許に優先することを決定づけた事件。

②**後水尾天皇の退位**（1629 年）

この年，紫衣事件に異を唱え続けていた大徳寺の**沢庵宗彭**を出羽に配流。

幕府の許可のない 1615 年以降の紫衣勅許も全て無効となった。

相次ぐ幕府の介入に反発した天皇は，体調を崩していたこともあり**独断で退位**した。

※大御所秀忠の孫にあたる皇女が即位して明正天皇となる。

　幕府は譲位を追認したが，武家伝奏を交代させ，摂家にも朝廷の厳重統制を命令。

※1634 年，３代将軍家光は全大名に**軍役**を課し，

　30 万の大軍を率いて上洛，将軍の軍事指揮権と幕府の威勢を示した。

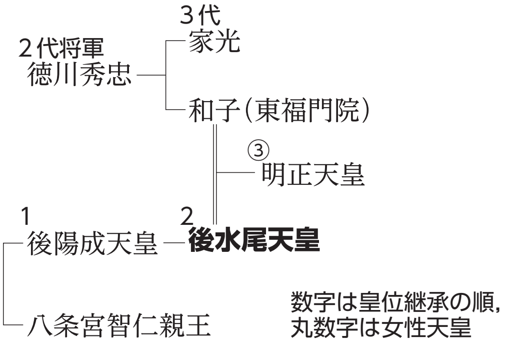

皇室と徳川家の系図

まとめ
江戸幕府は，天皇や公家が諸大名とつながることを警戒していた。
紫衣事件は，幕府の法度が天皇の勅許に優先することを決定づけた。

第 11 講 PART 2　確認問題

1 老中を補佐する江戸幕府の職制はどれか。

① 大目付　② 目付
③ 大老　④ 若年寄

2 「三奉行」の筆頭である江戸幕府の職制はどれか。

① 勘定奉行　② 町奉行
③ 寺社奉行　④ 道中奉行

3 旗本・御家人の監察にあたった江戸幕府の職制はどれか。

① 大番頭　② 書院番頭
③ 大目付　④ 目付

4 原則的に譜代大名が就任した江戸幕府の職制はどれか。

① 大坂城代　② 町奉行
③ 大番頭　④ 道中奉行

5 「天子諸芸能の事，第一御学問なり」と定められているのはどれか。

① 一国一城令　② 禁中並公家諸法度
③ 公家衆法度　④ 武家諸法度寛永令

6 朝廷の監察と行動の規制にあたった江戸幕府の職制はどれか。

① 京都守護　② 京都所司代
③ 大坂城代　④ 六波羅探題

7 1627 年に起こった,
江戸幕府の法度が天皇の勅許に優先することを決定づけた事件はどれか。

① 慶安事件　② 生麦事件
③ 紫衣事件　④ 絵島・生島事件

8 1629 年，独断で退位した天皇はだれか。

① 後水尾天皇　② 後陽成天皇
③ 後光明天皇　④ 明正天皇

第 11 講　PART 2　確認問題 解答

1 解答：④　①の**大目付**は大名の監察，②の**目付**は旗本・御家人の監察にあたった。③の**大老**は非常置の最高職。

2 解答：③　**寺社奉行**は，寺社の監察や宗教統制にあたった。

3 解答：④　①の**大番頭**は江戸城・江戸市中の警備，②の書院番頭は将軍の護衛，③の**大目付**は大名の監察にあたった。

4 解答：①　②の**町奉行**，③の大番頭，④の道中奉行は，いずれも原則的に**旗本**が就任した。

5 解答：②　**禁中並公家諸法度**は 1615 年に出され，金地院崇伝が起草した。

6 解答：②　京都所司代は将軍直属の職制で，原則的に**譜代大名**が就任した。

7 解答：③　**紫衣事件**は，大徳寺・妙心寺などの臨済僧に対し，後水尾天皇が幕府に届け出なく紫衣着用を勅許したことを幕府が問題視し，無効とした事件。

8 解答：①　相次ぐ幕府の介入に反発した**後水尾天皇**は，体調を崩していたこともあり，独断で退位した。